

記載例

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和 ■ 年度実績)

令和 ○年 6月 30日

八 戸 市 長 殿

産業廃棄物の種類及び委託先ごとに
年度分をまとめて記入してください。

報告者
住 所 八戸市○×1丁目1-1
氏 名 △△建設株式会社 代表取締役 八戸太郎
※個人事業主の場合は個人名を記載
電話番号 0178-〇〇-〇〇〇〇

※社印、代表者印は不要です。

管理票の交付枚数はマニフェストA票
の枚数を記載してください。

廃棄物処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和 ■ 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		記載例 ①:△△建設株式会社 八戸工場 ②:八戸市内各工事現場 ③:×○店解体現場 外2件(■×支店担当分)					業 種	D06 総合工事業 ※日本標準産業分類の中分類から選択	
事業場の所在地		記載例 ①:八戸市○×1丁目1-2 ②:八戸市内各所 ③:八戸市□△1丁目1-2、3-6、■×2丁目5-6(全て地番)				電話番号 0178-〇〇-〇〇××			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	木くず	50	5	××××××	〇〇運輸 (株)	八戸市大字△×字●×2-3 ※マニフェストの「運搬先の事業場」の住所を記載してください。	△△△×××	×△焼却 (株)	※通常は運搬先の住所と同じになり、その場合は記載不要です。
2	木くず	10	2	●●●×××	(有) ●×輸送	同 上	同 上	同 上	
3	廃プラスチック類、金属くず	0.2	2	同 上	同 上	岩手県△△市△×1-1-1	□■■×××	☆○興産 (有)	
4	アスコンがら、その他がれき類	200	25		自社運搬	青森県青森市××3-1-1	▼▼▼×××	(株) ▲■再生産業	

マニフェスト(建設系含む)の産業廃棄物の種類ないし名称のいずれかを記載してください。

トン単位で記載してください。
体積等で把握している場合は、
換算係数表で計算した重量を記載してください。

許可番号は下6桁の記載で支障ありません。許可番号は委託契約書に添付されている許可証に記載されています。

マニフェストの「最終処分を行った場所(最終処分場)」の記載欄ではありませんので、ご注意ください。

報告年度		年度		事業場の名称		※ 1枚目の名称を記載		別紙番号	2 / 2 ページ
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
5	蛍光灯(水銀使用)	0.002	1	■■■×××	凸○配送 (株)	八戸市大字△×字●×2-3	×××○○▼	○●商会 (有)	
6	紙くず	1	2	●●●×××	(有) ●×輸送	八戸市大字×○字■△1-1	有価売却	●△リサイクル (株)	
7	がれき類 (石綿含有)	30	2	××××××	(第1区間) ○○運輸 (株)	八戸市大字■×字○△2-3			
				●●●×××	(第2区間) (有) ●×輸送	岩手県△△市△×1-1-1	□■■×××	☆○興産 (有)	

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等は別に記載してください。

産業廃棄物として運搬したものを、運搬先で売却した場合の記載方法。

複数の収集運搬業者がリレー方式で運搬する場合は上記を参考に記載してください。

備考

- 1 この別紙は報告の対象となる産業廃棄物の種類が報告書(様式第三号)に足りない場合に使用すること。
- 2 報告年度には、元となる報告書(様式第三号)の表題と同じ年度を記載すること。
- 3 事業場の名称には、元となる報告書(様式第三号)と同じ名称を記載すること。
- 4 別紙番号には、分母部分に別紙を含む報告書の総枚数を記載し、分子部分に報告書総枚数のうち当該別紙のページを記載すること。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書作成マニュアル (八戸市 環境保全課 廃棄物対策グループ)

① 報告制度の概要について

1. 報告対象者は前年度（前年4月1日から本年3月31日まで）に産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を交付した者です。

なお、電子マニフェスト使用分については報告が不要です。紙マニフェストと電子マニフェストを併用していた場合は、紙マニフェスト分のみ報告してください。

また、前年度に紙マニフェストを交付しなかった場合、報告書は提出不要です。

2. 報告書は事業場ごとに作成することが原則です。八戸市内に産業廃棄物を排出している事業場が複数ある場合は、事業場ごとに報告書を作成し提出してください。

ただし、建設業の場合は、記載例のように八戸市内の各工事現場の実績を一つにまとめて報告してください。まとめるのが困難な場合は、工事の担当支店又は工事現場ごとに報告書を作成してください。

3. 報告頻度は毎年1回です。報告期限は6月30日ですので、4月1日から6月30日までに提出ください。提出必要数は1部です。

提出はメール、ファックス、郵送、環境保全課への持参のいずれかで行ってください。メール提出の場合は、件名に「(事業者名) 産業廃棄物管理票交付等状況報告の提出」と入力してください。

○報告先

八戸市 市民環境部 環境保全課 廃棄物対策グループ

住所：〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 市庁別館6階

電話：0178-51-6195

ファックス：0178-47-0722

メール：kankyo@city.hachinohe.aomori.jp

4. 報告書にマニフェストやその複写等の添付書類は不要です。報告書のみ提出してください。

ただし、記載事項の確認等のため、マニフェストや契約書の複写提出を別に求める場合がありますので、その際にご対応ください。

5. 收受印を押印した報告書複写の返信を希望する場合、メール本文やファックス送信書でその旨を連絡いただければ対応可能です。郵送での複写返送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

なお、希望がなかった場合は、報告書收受の連絡や複写の返信は行っておりません。

6. 八戸市に報告いただくのは八戸市内の事業場や工事現場等から排出された産業廃棄物が対象です。八戸市外の事業場等については、所在地の県又は政令市に提出先をお問い合わせください。

② 報告者について

報告者は代表者（代表取締役、理事長、市町村長など）が原則ですが、産業廃棄物処理の契約権限が委譲されている場合は、権限の委譲を受けた方（支社長、支店長、所属長など）も報告者となれます。その場合は会社名、委譲支店名及び支店長名などを記載してください。住所や電話番号は委譲先のものを記載してください。

③ 事業場の名称及び所在地について

事業場の名称は報告者が呼称している名称を記載してください。また、所在地を地番で記載する場合は、そのことが分かるように標記してください。

④ 業種について

日本標準産業分類の中分類の名称を記載してください。

該当業種を確認したい場合は、総務省ホームページ（下記）を参照してください。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm

⑤ よくある質問とその回答

Q 1 廃棄物を自己運搬した場合、報告書に記載する必要があるか。

A 1 事業者が排出した廃棄物を自ら運搬し、その処分を業者に委託する場合は受託者に対してマニフェストを交付する必要がありますので、報告書への記載が必要になります。記入については記載例を参照してください。

ただし、処分も自ら行う場合はマニフェストの交付義務がありませんので、報告書への記載は不要です。

Q 2 専ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）のみを扱う業者に産業廃棄物を引き渡したものについて、報告書に記載する必要があるか。

A 2 専ら物のみを再生目的で扱う業者に処理を委託した産業廃棄物については、マニフェストの交付がないため、報告対象外です。ただし、運搬委託の際にマニフェストを交付して排出した場合は、報告書記載が必要です。

Q 3 家電製品（廃家電）を排出した場合、報告書への記載は必要か。

A 3 家電リサイクル伝票を使用した場合は報告対象外です。ただし、マニフェストを交付して、廃家電を運搬した場合は報告書記載が必要です。

Q 4 小売業をしており、市内に産業廃棄物を排出する支店が多数あるのだが、1事業場にまとめて報告書を作成してよいか。

A 4 建設業以外では複数支店の報告書を1事業場にまとめて作成することは認められず、支店ごとに作成する必要があります。支店の報告書を本社等から一括送付で提出することは支障ありません。

Q 5 報告書の様式は会社独自のもので報告してよいか。

Q 5 様式は法で定められているため、独自様式での報告は認められません。
なお、文字の大きさや枠の幅及び高さの調整、行の1枠程度の追加など記載内容に関わらない軽微な修正は支障ありません。

Q 6 排出量はt（トン）単位以外では報告できないのか。

A 6 単位は様式によりt（トン）と定められておりますので、変更できません。
例えば排出量が1gの場合は0.000001tの記載となります。

Q 7 産業廃棄物の排出量を体積（ℓ、m³等）で処理していたが、どう換算すればよいか。

A 7 八戸市ホームページに掲載されている換算係数表（参考値）の換算係数を使用して換算してください。

・例 感染性廃棄物（500ℓ） 換算係数0.30 t/m³
 $500\ell \times 0.001 (1\text{m}^3=1000\ell) = 0.5\text{m}^3$
 $0.5\text{m}^3 \times \text{換算係数} 0.30\text{ t/m}^3 = 0.15\text{ t}$

Q 8 処分場所の住所の欄に記載すべきものは何か。

A 8 記載例のとおり、通常は運搬先と処分場所の住所が同一となるため、記載の必要はなく空欄となります。

住所については、マニフェストの「運搬先の事業場」欄の住所となります。
これは、廃棄物が中間処理を経て最終処分される場合は中間処理場の住所、
最終処分場に直送の場合は最終処分場の住所となります。

Q 9 産業廃棄物の中間処理業者で、一次マニフェストと二次マニフェストの両方を交付しているが、報告書はどのように記載すればよいか。

A 9 報告書を一次マニフェストと二次マニフェストで分ける必要はないので、まとめて報告してください。

Q10 報告書提出後に誤記が判明したが、訂正は可能か。

A10 可能です。メール本文や送付付箋に訂正希望を記載のうえ、訂正後の報告書を提出してください。

Q11 報告書未提出の場合、罰則等はあるのか。

A11 期限までに報告書が提出されない場合、報告書を提出するよう勧告し、勧告に従わなかった場合はその旨を公表する場合があります。指定期限経過後でも未提出に気づいた場合は、速やかに報告書を提出してください。

なお、勧告に従わなかった場合は勧告に係る措置をとるよう命令する場合があります、この命令に違反した場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処すると規定されています。